



多面的機能支払交付金
中山間地域等直接支払交付金

「広域化」の進め方

こんな悩みはありませんか??

- ✓ パソコンが使えない
- ✓ 活動報告の事務負担

会計・実績報告等の事務の負担が大きい。

- ✓ 高齢化・人手不足
- ✓ 将来への不安

高齢化により作業人員・リーダーのなり手がいない。

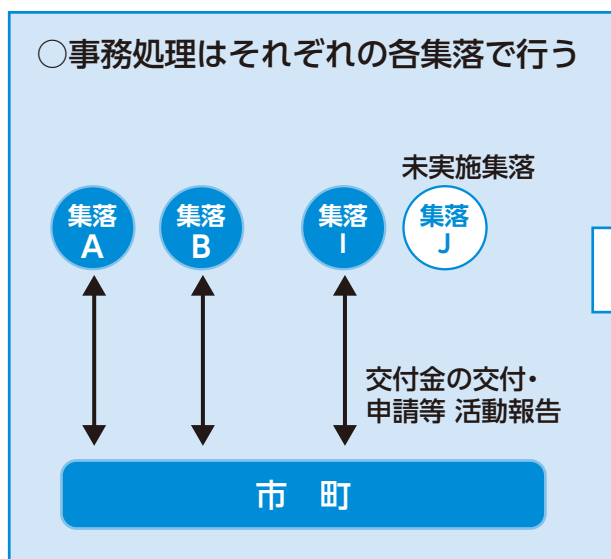
活動組織の広域化が解決策の1つ

栃木県農政部農村振興課

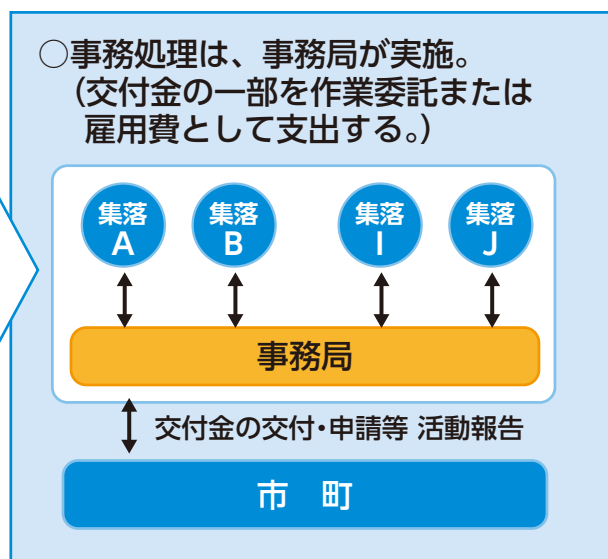
01 | 活動組織の広域化とは？

- 広域化とは、集落単位で活動していた活動組織を、複数集落、(旧)市町、土地改良区単位等の複数集落の広域的な活動組織にすることです。
- 各活動組織での事務負担が軽減され、活動の継続、未実施集落の取り込みなどの効果が見込めます。

広域化前



広域化後



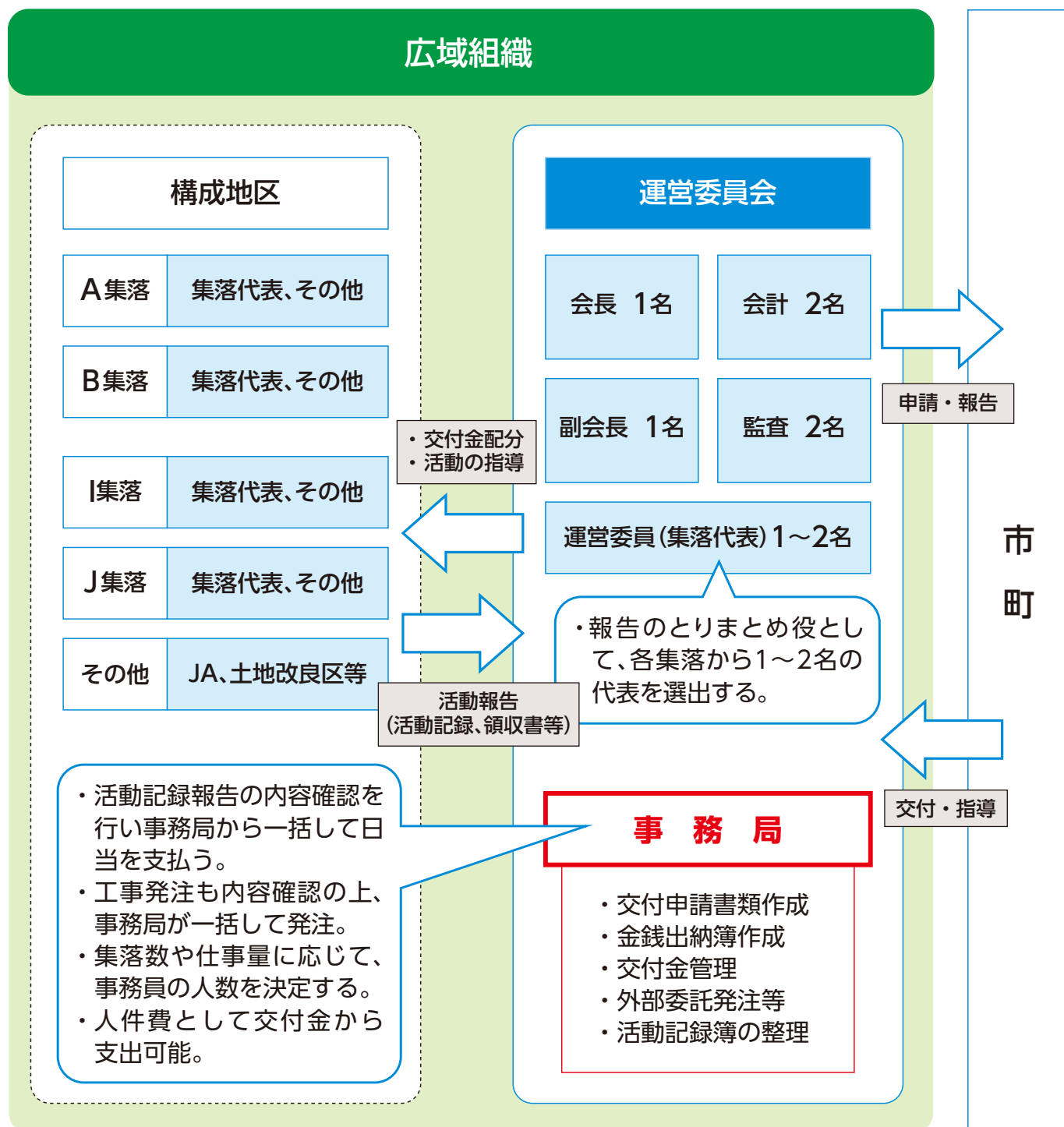
02 | 広域化の範囲と規模は？

- 広域化を図る単位は、市町方針、事務局の確保の状況（場所・人材）などの地域の実情などを踏まえて決定します。

	(旧)市町単位	土地改良区単位	地縁組織単位
事務局設置場所	市町役場・支所、市町施設、JA等	土地改良区	まちづくり協議会、営農組織等
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・エリアを広くとるので、交付額が増加し、事務経費が確保しやすい。 ・集落間の予算流用が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地改良区事務所、事務員の活用。 ・水路等施設管理補修等の工事発注事務の対応が円滑。 	<ul style="list-style-type: none"> ・合意形成が得られやすい。 ・コミュニティ強化等の新たな展開も可能。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局経費の支払額・支払方法の検討が必要。 ・各地区の取組の主体性が低下しないような工夫が必要。 		

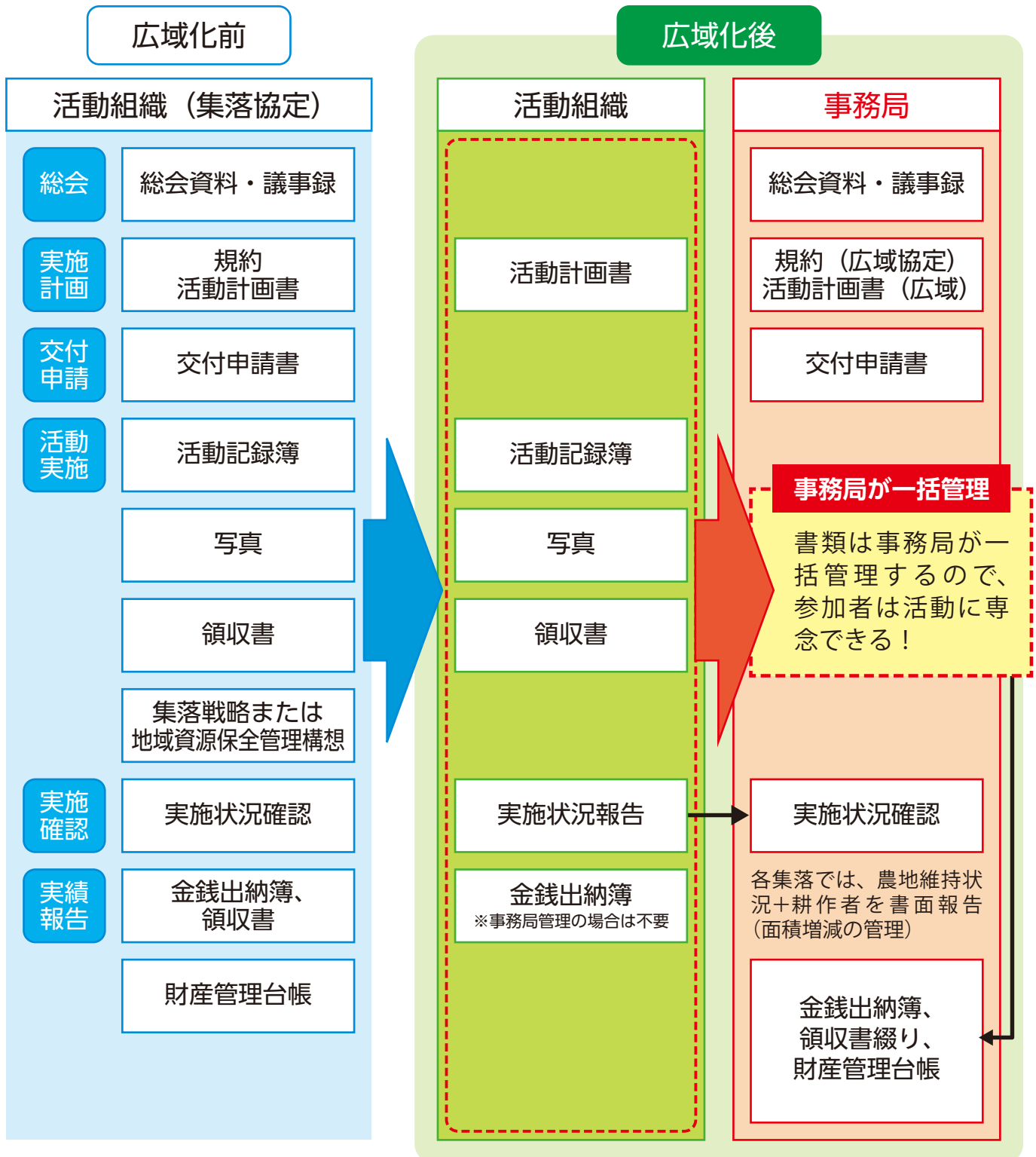
03 | 広域化の運営体制について

- 活動組織やその他の団体の代表から構成される運営委員会を設置し、活動計画の内容や活動報告、収支予算または決算に関する事項等を決定します。
- 事務局として、新たに人を配置するのがポイントです。事務作業に慣れた事務員を登用し、交付金から人件費を支出します。



04 | 活動組織の事務手続はどう変わる？

- 組織全体に係る計画書類、交付に係ることは、事務局が一括で管理するので、活動組織の事務負担を軽減することができます。
- 共同活動経費は、集落から支出関係書類（作業記録簿・領収書）を事務局に提出し、内容をチェックします。



05 | 事務局の確保について

- 既存団体と連携して、事務所の間借りや人材活用する方法が最も効率的です。その際、人件費等を交付金から支出し、双方にメリットのある関係づくりが重要です。

連携団体 市町役場、町づくり協議会、土地改良区、JA、NPO等

- 事務局の雇用方法は大きくわけて2パターンあります。

雇用契約型

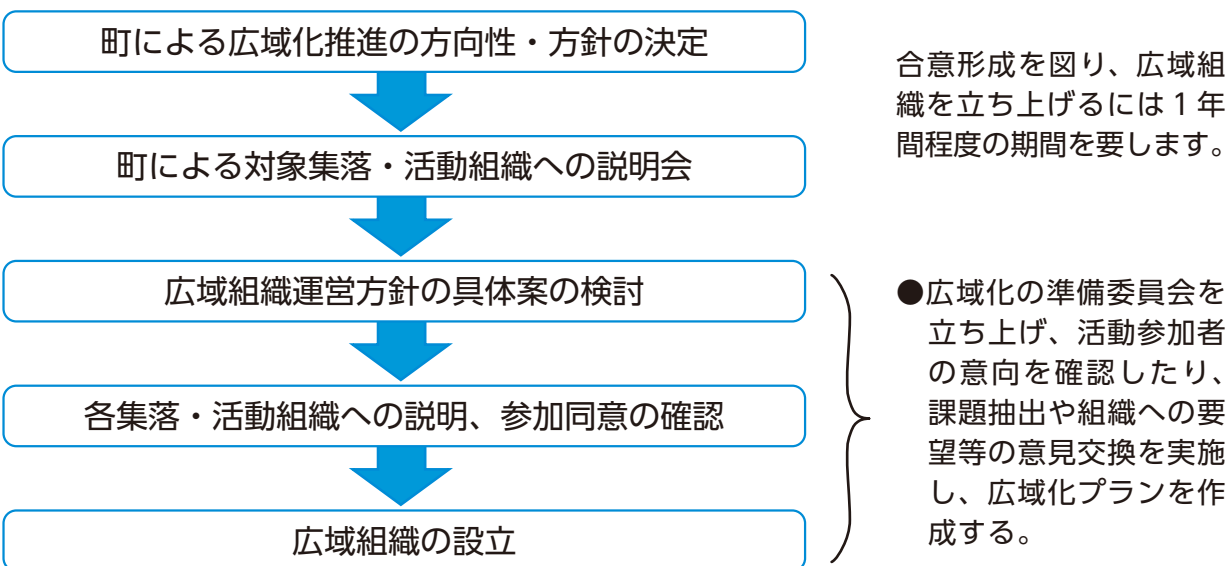
雇用契約により、会計年度任用職員と同等の扱いで雇用する。
(有給、手当、社会保険あり)

作業事務委託型

雇用契約によらない作業事務委託での契約。

06 | 広域化組織の立上げ手順

- 組織の広域化は市町の発意により進められるのが一般的です。
- 運営委員会を立上げ、活動組織の役員を交えて組織構成や交付金の運用方針を検討していきます。



※広域化の際の検討事項

- ・運営体制（規約、組織役員、市町との役割分担）
- ・事務局（必要人数、雇用形態、場所、事務費用）
- ・交付金（単価の統一、加算活用、集落配分ルール）

07 | 広域化によるメリット・デメリット

メリット

1 事務負担の軽減

- ・個別に実施していた交付申請、活動報告、会計処理、工事外注手続き、保険加入等の事務作業を事務局に集約することで、各集落の負担を軽減できる。

2 未実施集落の取り込みによる交付金増

- ・単独では保全管理が難しくなった活動組織を取り込み、活動を継続させることが可能になる。

3 活動組織間での交付金配分による有効活用

- ・小規模の活動組織でも、交付金の配分方法を工夫することで、必要な施設の管理や鳥獣被害対策を一体的に実施することができる。
- ・台風などによる災害時に被災集落への補修工事等を弾力的に運用できる。

4 一括購入による経費削減

- ・事務委託や工事発注、資材購入をまとめて行うことで、経費の節減が図られる。
(景観植物の種子、共同の作業機械等)

5 活動のレベルアップ

- ・単独では進めにくい学校教育や企業との連携が進めやすくなる。
- ・非農家の活動参加の仕組みづくりや人・農地プランと連動した担い手と協力した地域ぐるみの農地保全体制を構築。

デメリット

1 活動組織の主体性の低下

- ・事務局任せとなって、新たな活動が生まれにくいことがある。

2 交付金の減少

- ・交付金の一部を事務局経費に回す必要があることから、活動組織への交付額は減少する。
(広域化加算等の活用や非取組農地の取り込みで、交付金の減少を抑えることが可能。)

3 日当単価等の統一

- ・単価の設定には、活動組織間の調整が必要となる。

事例 1 棚田地域振興法に取り組む（那珂川町）

1 取組の特徴

那珂川町では、棚田地域振興法に取り組み中山間地域等直接支払交付金の棚田地域振興加算等を活用し、農泊等の地域振興策と連携した取組を実施している。



ドローン講習会の様子

2 経緯

地域の少子・高齢化問題に対応するため、協議会として、事務負担軽減を目的とした事務広域化により63集落を統合し、ドローンの導入等を取組実施を検討していたところに棚田地域振興法が制定され、制度を有効に活用し、農業者以外とも連携した地域振興を図るため取組をスタートした。

3 効果

- ・活動組織内の事務負担軽減につながった。
- ・共同利用機械（草刈機、農薬散布用ドローン）を導入し、オペレーター組織を立上げ、ラジコンヘリで散布できない農地を共同で農薬散布することで負担軽減につながった。
- ・地図システムを導入し、書面で行っていた農地管理の状況や担い手への農地集約の手続きをパソコン上で管理できるようになった。

事例 2 多面的機能支払と中山間地域等直接支払交付金の事務作業を一括で担う（市貝町）

1 取組の特徴

市貝町では、多面的機能支払交付金と中山間地域等直接支払交付金の両交付金を一括で扱う事務局を設置し、事務広域化した。（両交付金を扱う事務広域化は栃木県内で初めて）



広域協議会の設立総会（令和2年度）

2 経緯

町内の多面的機能支払における活動組織で事務役員不足により、事務広域化を検討していた。そこに、中山間地域等直接支払の新たな取り組みが開始されることから、多面的機能支払と中山間地域等直接支払の事務局を一元的に事務広域化することにした。

3 効果

- ・活動組織内の事務負担軽減だけでなく、町から組織への指導先が一本化されたことで事務局の負担も軽減された。
- ・地区間のコミュニケーションが増えた。
- ・予算が柔軟な対応が可能になったことから、活動量が増加した。
- ・取組地区を追加する場合に、計画書等申請書類は変更手続でよいから、事務負担が軽減される。

09 | 広域化の要件・加算措置の制度

○組織立上げの支援として、多面的機能支払、中山間地域等直接支払ともに最長5年間の加算措置を受けることができます。

項目	多面的機能支払交付金	中山間地域等直接支払交付金
広域化要件	①中山間地域等条件不利地域以外の地域 →3集落以上かつ100ha以上または市町村程度(S25.2時点) ②中山間地域等条件不利地域 →3集落以上または50ha以上	○他の集落内の対象農用地を含めて協定を締結して、 <u>主導的な役割を担う人材を確保した上で、定量的な目標を定めて達成する。</u>
加算	○広域化・体制強化支援(最長5年) ①3集落以上または50ha以上200ha未満:4万円/年・組織 ②200ha以上1000ha未満またはNPO:8万円/年・組織 ③1000ha以上:16万円/年・組織	○地目にかかわらず協定農用地全体に加算 3,000円/10a (上限額 200万円/年度)
交付金の使途	事務作業委託または事務員の雇用賃金として、交付金を支出可能。	広域化による定量的な目標設定をした上で、農業生産活動に関する幅広い使途に活用可能。

注. 広域化加算の交付を受けた組織が、活動期間中に解散する場合は、加算交付された全額を遡って返還する必要があります。

まずは広域化の案を提示することが大切です！

その後、各参加集落からの意見や課題を抽出し、できることから取り組んでいきましょう！

広域化を進める際は、まず市町の担当者にご相談ください

問合せ先

栃木県農村振興課農村環境担当
 〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20
 TEL 028-623-2338 FAX 028-623-2337